

報道関係者 各位

令和7年11月19日(水)

【照会先】

労働基準部 安全課

安全課長 浅井 文彦

主任安全専門官 大橋 勝義

電話 052(972)0255

明るい新年へ 12月は職場の年末安全衛生推進運動を実施

～ 愛知労働局長が建設工事現場パトロールを実施します ～

愛知労働局（局長 小林 洋子）は、働く方々が誰一人けがをすることなく明るく新年を迎えるよう、「無災害 みんなで迎える 明るい新年」をスローガンに「令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動」（令和7年12月1日から同月31日まで）を実施します（別添実施要綱、リーフレット参照）。

令和7年12月1日（月）に、愛知労働局及び県内の労働基準監督署の幹部が一斉パトロールを実施し、そのうち愛知労働局長によるパトロールを公開します。

1 日 時

令和7年12月1日（月）午前9時40分から午前11時00分まで

2 パトロール対象事業場

事業場名 前田建設工業株式会社 中部支店

M T G 熱田新施設計画

所在 地 名古屋市熱田区三本松町25-1

3 実施内容

- (1) 足場等の墜落防止措置の確認（墜落防止対策）。
- (2) 大型クレーンによる揚重作業確認、作業者の方々への声掛け 他

4 取材に当たっての注意事項

パトロールは施工中の工事現場において実施しますので、取材・撮影箇所に当たっては担当者の指示に従い、取材・撮影禁止区域での撮影等はご遠慮願います。

なお、準備等がありますので、取材いただける場合は、令和7年11月28日(金)午後4時までに、別紙2取材連絡票の項目①から⑤をメール等により愛知労働局安全課までご連絡ください。また、当日は午前9時40分までに工事現場（名古屋市熱田区三本松町25-1）までお越しください。

その他取材に関する詳細につきましては、別添取材要領をご確認ください。

愛知労働局長年末パトロール取材要領

1 日時、集合場所等

(1) 日 時

令和7年12月1日（月）午前9時40分から午前11時00分

悪天候等による中止の場合、当日午前8時30分以降に愛知労働局から連絡します。

(2) 集合場所

徒歩の場合は、通用口、車でお越しの場合は、1ゲートから入場してください。

工事現場（別紙1をご参照ください。）

(3) 工事現場内に駐車場がありますが、台数に限りがございます。

駐車場を希望する場合は、「取材連絡票」のその他に駐車場〇台希望と記載してください。

2 パトロール取材の具体的な行程

(1) 午前9時40分～午前10時00分

取材受付、取材留意点の説明

保護帽（ヘルメット）をご持参されなかった方には、保護帽の貸出し（無償）を行います。

(2) 午前10時00分

公開開始

① 愛知労働局長による激励あいさつ

② 建設業労働災害防止協会愛知県支部長による贈呈

(3) 午前10時10分

工事現場のパトロールを開始（パトロールは午前10時50分まで）

パトロール終了後、愛知労働局及び前田建設工業株式会社の職員が質問に対応させていただきます。

(4) 午前11時00分

取材対応を終了

安全確保の観点から、工事現場からの退場の確認をさせていただきます。

3 取材に当たっての注意事項

(1) 上着は長袖とし、靴は安全靴または運動靴等の歩きやすい靴としてください。

工事現場内の通路には、段差や隙間があるため、安全確保の観点からハイヒールやサンダルなどの履物はご遠慮ください。

(2) 保護帽（ヘルメット）のご持参をお願いします。

保護帽をご持参されなかった方には、当日取材受付の際に無償で貸出しますので、工事現場内では着用をお願いします。

(3) 取材には愛知労働局と前田建設工業株式会社の担当者が同行（以下「同行担当者」といいます。）し、ご質問等に対応させていただきます。

安全確保の観点から先導させていただきますのでご協力をお願いします。

(4) 写真撮影等は同行担当者の確認を受けてから撮影してください。

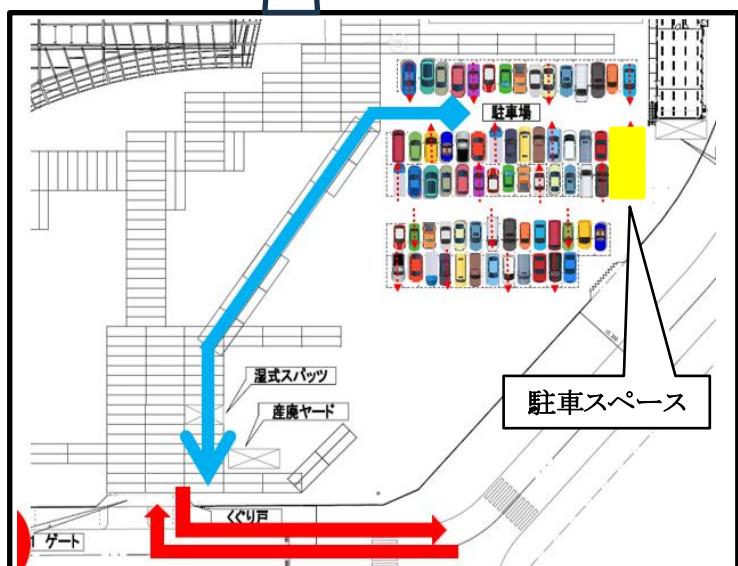
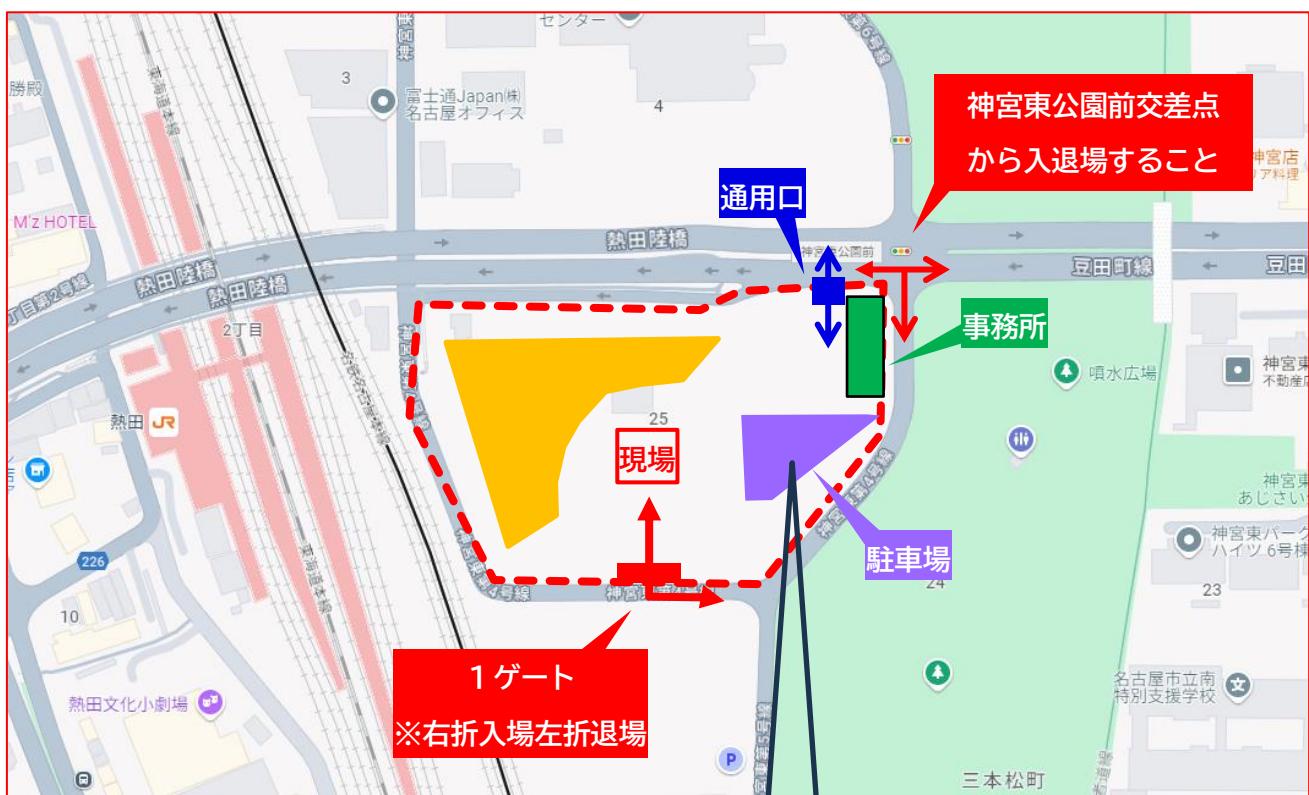
4 取材希望連絡について

現場の受入体制調整のため、11月28日（金）午後4時00分までに、「取材連絡票」（別紙2）の項目①から⑤までをメール等によりご連絡ください。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせ下さい。

（担当：労働基準部安全課 大橋 電話番号 052-972-0255）

案 内 図



工事現場・現場事務所までのアクセス

【車でお越しの場合】

新名神高速道路 木場ICより約12分
名古屋高速3号大高線 堀田出口より約5分

【JR熱田駅でお越しの場合】

徒歩で4分

【地下鉄 热田神宮西駅でお越しの場合】

徒歩で11分

【名鉄神宮前駅からお越しの場合】

徒歩で約11分
市バスで約6分 島田一ツ山〔降車所〕行、「神宮東公園」下車
タクシーで約5分

【現場入場時の注意事項】

現場周辺での無断駐車は禁止です。
入退場の際は誘導員の指示に従い、第3者を優先して下さい。

愛知労働局長年末パトロール

取材連絡票

連絡先 〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1



愛知労働局 労働基準部 安全課

メール : anzenka-aichikyoku@mhlw.go.jp

FAX : 052-972-8574

担当 : 主任安全専門官 大橋

←読み込むとメール作成画面に移ります

① 報道機関名 _____

② 取材にこられる人数 _____ 人

③ 保護帽（ヘルメット）貸出希望の有無 有（_____個）・無

④ その他連絡事項、要望事項

⑤ ご担当者ご芳名及び連絡先

ご 芳 名

連絡先電話番号

令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 楽　　旨

愛知労働局管内において、令和6年に労働災害により亡くなられた方は34人（前年比1人減）、新型コロナ感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は8,147人（前年比4%増）となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は16人（前年同期比5人減）、死傷者は5,021人（前年同期比2%減）となっていますが、令和元年以降、死傷者数は、増加傾向となっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和7年12月1日～令和7年12月31日

4 主唱者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協賛者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公財)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公財)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(-財)東海北陸鉱山会、(-社)日本碎石協会愛知県支部、(-社)日本ボイラ協会愛知支部、(-社)日本クレーン協会東海支部、(-社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本の遵守

事業者の皆さん・守るべき「基本」を決めていますか？（例）

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さん・基本動作は守られていますか？（例）

- 整理整頓をしましょう。
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう。
- 決められた作業手順を守りましょう。
- 決められた通路を歩きましょう。
- 階段では手すりを持ちましょう。
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう。
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう。
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう。

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要不可欠です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」をしっかりと定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。
愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



安全経営あいち

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

詳細はこちら⇒



明るい新年

みんなで迎える

無災害



あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ

愛知 Aichi Labour Bureau 安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSEMEがひとつにできる。
労働局 & Labour Standards Inspection Office
労働基準監督署



運動期間：2025年12月1日～31日

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSEMEがひとつにできる。

労働者の皆さん・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さん・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
 - 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
 - 作業手順を決めていますか？
- 臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
 - 階段に手すりを設置していますか？
 - 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
 - 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
 - あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

